

「一般国道6号小美玉道路（仮称）計画段階環境配慮書」に対する
環境大臣意見

一般国道6号小美玉道路（仮称）（以下「本事業」という。）は、国土交通省関東地方整備局が概略計画を検討している、茨城県石岡市から小美玉市を結ぶ延長約10kmの区間を整備する事業であり、当該地域の混雑の緩和、物流の効率化、空港アクセスの円滑化、安全・安心な生活空間の確保、災害に強い緊急輸送道路の確保、救急医療施設への搬送時間の短縮及び沿道環境の改善を目的に計画されている。

本配慮書では、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）において、現道の国道6号を4車線に拡幅するルート（以下「A案」という。）、現道の国道6号の東側にバイパスを新設するとともに一部現道を拡幅するルート（以下「B案」という。）の2つの案が設定されている。

想定区域及びその周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住居（以下「住居等」という。）が存在している。A案は、ルートの大部分が集落・市街地等を通過することから、集落・市街地等を一部回避するB案に比べ、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響が懸念される。

また、想定区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）で絶滅危惧IB類に分類されているオオモノサシトンボ等重要な動物種の生息地が存在しているほか、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生等が存在していることから、動植物及び生態系への影響が懸念される。

さらに、我が国は、令和2年10月に2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、国土交通省においても、2050年カーボンニュートラル実現を目指して取組を進めている。道路交通政策については、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、運輸部門の取組として道路交通流対策が位置づけられており、本事業においても脱炭素化に資する事業計画とすることが重要である。

以上を踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講じられたい。また、検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載されたい。

1. 総論

（1）対象事業実施区域等の設定

今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、「2. 各論」での指摘を踏まえつつ、環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減すること。

ア. 住居等

イ. 主要な河川

ウ. 自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査（植生

調査)において植生自然度が高いとされた植生及び巨樹・巨木林

(2) 環境影響評価の項目の選定等

本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、その他の環境要素等に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

また、今後、本事業において当該道路への連絡道路が計画されることにより、本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の環境影響評価手続において、連絡道路の存在及び供用を前提とした調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 地域住民等への説明及び関係機関との連携

本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたって工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧かつ十分に説明すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。

2. 各論

(1) 大気環境

想定区域及びその周辺には、住居等が複数存在しており、A案においては、ルート帯の大部分が集落・市街地等を通することから、集落・市街地等を一部回避するB案に比べ、自動車の走行による大気質への影響並びに騒音及び振動の増加による住居等への影響が生じることが懸念される。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、自動車の走行による住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。

(2) 動植物及び生態系

想定区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト 2020」で絶滅危惧ⅠB類に分類されているオオモノサシトンボ等重要な動物種の生息地が存在しているほか、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生等が存在している。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、これらの重要な動植物の生息及び生育地に十分配慮するとともに、直接改変を回避又は極力低減すること。また、方法書以降の手続においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。

(3) 廃棄物等

ア 廃棄物について

本事業の実施により多くの廃棄物が発生するおそれがある。このため、今後の事業計画の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する廃棄物の発生量を極力抑

制すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

イ 建設発生土について

本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により多くの建設発生土が発生するおそれがある。このため、詳細なルート的位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置、工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、建設発生土の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど適正な処理を行う計画とすること。

(4) 温室効果ガス等

今後の事業計画の具体化に当たっては、2050年カーボンニュートラル実現を目指し、「地球温暖化対策計画」や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月22日閣議決定）等を踏まえつつ、省エネルギー性能の高い機器の活用等による工事中の排出削減対策、道路照明のLED化等の省エネ設備の導入等により、温室効果ガス等の排出削減に資するものとなるよう検討すること。